



★★平成15年度から『65歳以上の人の介護保険料』が変わります★★

介護保険は、40歳以上の全ての人が保険料を納め、介護が必要になったときに必要なサービスを受けられる仕組みになっています。そのため、介護保険の保険者である市区町村では、それぞれの地域の高齢者が自立した生活を少しでも長く営むことができるようするために、どのような介護サービスがどれくらい必要なのか、また、そのための保険料負担はどれくらいになるのかを定める『介護保険事業計画』を3年ごとに策定することになっています。そこで、平成15年4月から新しい介護保険事業計画が実施されることにともない、平成15年度から平成17年度までの介護保険料も新たに設定されることになります。

①介護保険事業計画とは

介護保険制度では、3年ごとに、5年を計画期間とする『介護保険事業計画』を策定して、介護サービスの見込み量やサービス確保の方法などを具体的に計画することになっています。第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料は、この事業計画に基づいて決め直されます。本町でも、現在、平成15年度から5年間（平成19年度まで）の『第2期介護保険事業計画』策定の最終段階に入っているところです。

②保険料見直しが必要な理由

- ◆高齢化の進行にともない、要介護者の数が増えています。
- ◆介護保険制度の定着とともに、サービスを利用する人の数や利用量が増えています。
- ◆必要なときには必要なサービスが受けられるよう、在宅・施設サービスを計画的に整備しています。

●本町における要介護（要支援）認定者数などの推移

	平成12年4月末	平成13年4月末	平成14年4月末
要介護（要支援）認定者数	612人	700人	772人
介護（支援）サービス受給者数	508人	594人	657人
うち施設サービス受給者数	188人	196人	213人

③住んでいる市区町村によって介護保険料が違う理由

その市区町村の地域に介護保険を利用する人がどれくらいいるのか、また、どんなサービスの需要が多いかなどによって、それぞれの市区町村の介護サービスにかかる総費用は異なります。第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料は、これらを基に計算するため、市区町村ごとに金額も違ってくるのです。

一般的に、介護サービスが充実していたり、施設サービスなどの高額なサービスを利用する人が多いほど、保険料も上がる傾向にあります。つまり、下記の『介護保険の財源構成』にあるように、介護保険事業の運営に係る費用の総額のうち、65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料で賄うべき割合は約18%と制度上決められています。

そのため、介護サービスを利用する人が多かったり、介護サービスを利用する量が多かったり、また、施設サービスなどの比較的単価の高い介護サービスを利用する人が多かったりすると、その分、介護サービスに要する費用が多く必要になり、当然それに見合うだけの介護保険料も必要になってくることになります。

介護保険の財源構成

介護保険事業の運営に係る費用の総額

保 險 料		公 費		
65歳以上の人 (第1号被保険者) の保険料(約18%)	40歳以上65歳未満の人 (第2号被保険者) の保険料(32%)	国の負担金 (約25%)	都道府県の 負担金 (12.5%)	市区町村の 負担金 (12.5%)

●65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料基準額の決定方法

$$\text{市区町村で必要な介護サービスの総費用} \times \frac{65\text{歳以上の人（第1号被保険者）の負担分（約18%）}}{\text{65歳以上の人（第1号被保険者）の人数}} = \text{保険料基準額}$$

65歳以上の人の介護保険料を決めるもととなる保険料の基準額は、市区町村で必要とする介護サービスの総費用のうち、65歳以上の人（第1号被保険者）の負担分（約18%）を市区町村に暮らす65歳以上の人（第1号被保険者）の人数で割って算出しています。サービスの、必要量と人数は市区町村によって異なるため、基準額も市区町村によって違ってきます。